

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から近居の孫3名（うち2名は避難開始時において未就学）と一緒に避難した申立人について、避難先において孫らの風呂、食事、洗濯等の身の回りの世話や通学、通園の際の送迎等を恒常的に行ったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、未就学児が2名であった平成23年3月から平成24年3月までは月額5万円に申立人の育児負担割合5割を乗じた額が賠償されるとともに（避難先で発症した病気を抱えながら育児した平成23年5月から同年8月までは月額1万円を加算）、未就学児が1名となった平成24年4月から平成26年3月までは月額3万円に申立人の育児負担割合5割を乗じた額が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）
【期 間】平成23年3月11日 ～ 平成23年9月10日
金30万円
- 2 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）
金250万円
- 3 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）
【期 間】平成23年4月23日 ～ 平成23年12月31日
金20万円
- 4 日常生活阻害慰謝料
（恒常的な乳幼児の世話、中間指針第五次追補第2の4④）
【期 間】平成23年3月11日 ～ 平成26年3月末日
金72万5000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金372万5000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月26日

（仲介委員 日向 隆）